

所管部課	地域福祉部 福祉推進課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増の影響を受ける低所得者への支援として、東大和市住民税非課税世帯臨時特別給付金を支給するため、新規に要綱を制定する。</p> <p>(1) 給付金額 1世帯当たり3万円 (子ども加算として当該世帯の子ども1人当たり2万円を加算)</p> <p>(2) 支給対象者 基準日(令和6年12月13日)において、市の住民基本台帳に記録されている者で、世帯全員の令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 子ども加算は18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を対象児童とする。</p> <p>(3) 支給の方法 対象世帯に対して通知書を郵送し、指定の口座に振り込む。 (通知書の郵送予定時期:令和7年2月下旬)</p> <p>(4) 施行日 各要綱の制定起案決裁日</p> <p>2. 影響及び効果 臨時特別給付金の支給事務を適切に進めることができる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年11月22日 国は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定</p> <p>令和7年 1月21日 市補正予算専決処分</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの通知を参考に進める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。